

アートウォール制作業務委託 質問に対する回答

質問 1

募集要領、2 ページ目、3. 選考概要 (3) の参加資格要件には記載がないが、受託者（元受注者）が建設業法許可を受けていなくとも参加は可能か。例えば許可を持つ第三者へ再委託することで参加可能になるのか。

回答 1

受託者が建設業法許可を受けていなくとも参加は可能です。なお、建設業法許可が伴う作業が発生する場合は、建設業法許可を取得している事業者（第三者へ再委託でも可）が行う必要があります。

質問 2

仕様書、1 ページ目、5 の (1) に記載のある「コンテンツ募集」とはアート部分を公募キャンペーンにするという意味か。

回答 2

コンテンツの募集方法は、事業者様の提案次第となります。コンテンツの募集方法は、評価項目とさせて頂いております。

質問 3

仕様書、1 ページ目、7 の (7) に記載のある「素材の一部を横須賀市立横須賀総合高校と連携して作成」における素材は平面における意匠デザインを指しているのか、立体的な造形物を指しているのか。

また、横須賀市立横須賀総合高校の素材に関わる著作権は、受託者が交渉・確認をするのか。

回答 3

横須賀市立横須賀総合高校とは、平面（絵）のデザイン作成で協議を行っています。受託者が決定後、本市担当者と共に横須賀総合高校と協議をし、連携の手法が決定されます。著作権については、本市担当者と共に受託者が行います。

質問4

アートウォール設置完了後に発生する台風などの自然災害や、第三者からの破壊行為を受け、アートウォールが損なわれた場合のコンテンツ・修復費用は本予算外と理解してよいのか。

回答4

ご質問のように理解して頂いて結構です。

質問5

仕様書、2 ページ目、8 の (1) の②に記載のある「それぞれのコンテンツ (素材)」のそれぞれとは何を指しているのか。

回答5

約 50mのアートウォール制作なので、何個かのコンテンツが組み合わせられたアートウォールが完成されると想定しています。

それぞれとは、組み合わせられる各コンテンツ (素材) を指しています。

質問6

仕様書、2 ページ目、5 の (9) に「コンテンツは今回設置する下地に貼り付ける手法とすること」とあるが、下地に構造物 (バーなど) を付加、施工しても良いのか。

回答6

下地 (既存壁面) に構造物 (バーなど) を付加、施工しても構いません。

事務担当：横須賀市政策推進部政策推進課 政策推進課 鈴木、北山